

社会保障国民会議（第9回）議事要旨

1. 日 時：平成20年11月4日（火）17時00分～18時40分
2. 場 所：官邸4階大会議室
3. 出席者：吉川座長、阿藤委員、大森委員、奥田委員、唐澤委員、神田委員、
権丈委員、塩川委員、清家委員、高木委員、竹中委員、中田委員、樋口委員、
南委員
内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）、総務副大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通副大臣、内閣官房副長官（政務・衆）、
内閣官房副長官（政務・参）、内閣官房副長官（事務）

4. 議事概要

○吉川座長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第9回社会保障国民会議を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、ありがとうございます。

なお、総理は後ほどお見えになる予定でございます。また、小田委員、山田委員がご欠席と連絡をいただいております。山田委員からは社会保障国民会議に当たっての文書を提出していただき、机上に配付させていただいております。後刻ごらんください。

なお、お手元の座席表にありますとおり、麻生内閣発足によって新しく着任されました新大臣に本日の会議からご出席いただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、本会議の最終報告案の取りまとめを行いたいと考えております。

なお、南委員から、読売新聞社が医療改革を提言された際の新聞をご参考までに委員の皆様へ配付されております。これもごらんいただければ幸いです。

議事に入る前に、事務局が実施いたしました社会保障制度インターネット調査結果について、私のほうから簡単にご報告させていただきます。

本日は資料が大変多いのでありますが、資料4と書いてある横長の資料でございます。上のほうから1、2、3といているわけですが、真ん中より下のほうでしょうか、右上に資料4とあります横長の社会保障制度に関する国民意識調査報告書、本日の日付が入っているものでございます。

これは、9月3日にこの会議でご報告いたしました特別世論調査に続けて、事務局に社会保障制度に関するより詳細な意識調査をインターネットで実施してもらった、その結果でございます。これは20歳以上の男女2,000人、インターネットで調査ということですが、総論的に言えば、前回の特別世論調査とほぼ同様の結果だと言えると思います。

時間もございますので、ごく一部、右下に小さくページ数がありますが、3ページを見ていただきますと、例えば給付と負担のバランス、3ページの右上であります。「給付水準を保つために、ある程度の負担増加はやむを得ない」と考える人が最も多く約43%。大別すると、負担増について反対が37%、これに対して、「大幅な負担の増加もやむを得ない」という人も含めた容認が46%と、こういうことになっております。

「高齢者と現役世代双方の負担の増加はやむを得ない」とする人が比較的多数ということも、これも今見ていただいています3ページの右、2番目の真ん中のところを見ていただきますと、それが43%ということで、この中で最大多数ということになっております。

次の4ページを見ていただきますと、各制度間の満足度、対策緊急度の比較というのが示されています。想像されるとおりだと思いますが、年金制度の満足度が最も低く、緊急に対策が必要な分野として他を大きく引き離しています。一方、医療分野は満足度が最も高いということですが、同時に対策が緊急に必要な分野としては年金に次ぐ2番手、これは4ページの下半分のほうを見ていただくと、満足はしているのだけれども、足元でいろいろな問題が出てきている、これを早急に改善する必要があるという人が多いということがございます。

その他、インターネット調査の特色により、選択肢に対する回答者の評価の順位とか程度というのを5ページ以下いろいろ調べているわけですが、年金制度については、60歳代以上は満足していると。50代より下の世代、年代が下がるにつれて、つまり若くなるほど満足度が急速に低下しているということがわかります。

それから、8ページ以降ですが、年金・雇用、医療、介護、少子化といった各制度ごとに関心度、給付と負担のあり方、自由意見等をまとめております。

9ページでは、例えば年金について、性別、年代別に意見を整理しているということがございます。全体として社会保障制度に対する国民の関心は非常に高い。不満もあるわけですが、改革への期待というものが強く出ていると考えております。後ほどこれを見ていただければ幸いです。

それでは、議事に入ります。

ご存じのとおり、国民会議は6月に中間報告を取りまとめました。最終報告案の取りまとめは、中間報告を踏まえた上で、各分科会で専門的な議論を重ねてまいりました。

中間報告以後の分科会追加報告事項につきまして、ここでは各分科会の座長からご説明いただきたいと思います。

3つの分科会がございます。

まず、所得確保・保障分科会について、座長をしておられます清家委員からご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○清家委員 それでは、説明させていただきます。

皆様のお手元の資料の中の資料1-1というのが、きょう説明いたします主な内容でございます。

今、吉川座長からもお話がありましたように、私どもの分科会も基本的には中間とりまとめのところはかなり方向性を出しておりますので、その後少し追加的に議論した部分について、きょうはご報告させていただきます。それが資料1-1です。

まず、今回、中間とりまとめ以降に2つ議論した論点がございます。1つが低所得者対策、それからもう一つが能力開発の問題でして、まず低所得者対策ですが、ポイントは3つぐらいあるかと思えます。

第1は、低所得者に対する就労支援を考えるに当たりまして、日本経済の成長、特に中小企業での就労機会の拡大が重要であって、その際に地域ごとに雇用事情が異なることに応じて、きめ細かな就労支援を実施することが必要だというふうに書いてございます。

第2は、若年層など現役世代が生活保護を受けざるを得ない場合に、できるだけ早くそこから抜け出す力をつけるために、自立支援に向けたハローワークですとか自治体の取り組みを強化する、いわばバネ板のような政策が必要であるというふうに書いております。また、最低賃金の引き上げなどを通じて、労働者の生活を下支えしていくことが重要というふうにも指摘してございます。

第3に、低所得者対策として、さまざまな社会保障制度ごとにきめ細かく負担軽減策等が講じられているわけですが、制度ごとの体系がややばらばらで、かつ複雑になっております。そういう問題を克服するために、制度横断的な視点に立って、手続の簡素化であるとか、負担の軽減、あるいは必要な事務の効率化のために、社会保障番号あるいは社会保障カードというようなものを検討してはどうか。そういった基盤整備を進めるべきだというふうにしております。

これが低所得者対策についての3つのポイントです。

次に、能力開発政策についてですが、まず、既に中間とりまとめに必要な施策が掲げてありますので、より具体的な推進体制の整備であるとか、工程表の作成などを早急に実施すべきというふうに報告してあります。

具体的な内容としては、追加的に次の3点を強調しております。

第1は、能力開発施策の体制の強化についてであります。職業能力訓練校等のコースのカリキュラムを見直す、それから就労ニーズに即した能力開発の実現に向けた対応が求められております。また、職業能力開発施策は、教育であるとか、雇用保険を活用した職業訓練はもとより、実は生活保護政策とも密接に関連しておりまして、それらの連携強化が強くと求められるということを指摘しております。

また、そのための体制として、もちろん国が全国的な視点から引き続き責任を果たすということのもとよりですが、その上で、地方への財源の確保や権限移譲も含めて、それぞれの地方がより主体性を持って、国や自治体あるいは教育界、産業界が一体と

なって、各分野の施策を総合的・有機的に連動させて、きめ細かに実施運用できる体制を確立すべきであるというふうに指摘しております。

第2は、高齢化が進展する中で、長期化する一人一人の職業生涯をより充実したものとするための職業能力開発への支援を強力に進めるべきであるというふうにも指摘しているところでございます。

それから第3に、特に若いときの能力開発の充実というのは、生涯にわたる安定した雇用の大前提ですので、そういう人たちができるだけ低所得に陥らないようにするためにも、若いときの能力開発が重要であるということ言うまでもないわけですが、それと同時に、これからの雇用保険であるとか社会保障制度の支え手の確保・充実にもそれがつながるという視点が重要であるということでございます。

若者の能力開発対策によって、雇用保険制度等の安定的な運営の確保、あるいは社会保障制度、さらには我が国の経済社会全体の基盤の強化を図るべきであるということが報告されております。

それから、今申し上げましたような低所得者対策と能力開発政策の双方に共通することといたしまして、施策実施に際して過去の反省も十分に踏まえて、そうした施策の効果を客観的に把握して、施策を不断に見直しながら改善を行うというための恒久的な仕組みを制度に組み込むべきであるということも報告してございます。

以上、簡単ですけれども、第1分科会からの追加報告をご説明させていただきました。ありがとうございました。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、サービス保障分科会につきまして、医療・介護費用のシミュレーションとあわせて、この分科会の座長をしておられます大森委員からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大森委員 それでは、私からご報告申し上げます。

皆さん方のお手元の資料1-2、これが追加報告事項になっています。おおよそのこととお話し申し上げます。

私どもの分科会、中間報告の取りまとめに当たりまして、医療・介護サービスの改革に関しましては、現下の緊急課題への対応とこれからの課題への対応と分けて整理をいたしました。

このうち、現下の緊急課題への対応につきましては、中間報告以降、政府におきまして「5つの安心プラン」「安心実現のための緊急総合対策」及び21年度の概算要求におきまして、所要のさまざまな施策が講じられているというふうに私どもは考えています。

これらの対応につきましては、便宜、資料1-2に別紙がございまして、これに網羅的に示してございます。私どもといたしましては、今後、政府においては、速やかにこうした施策を実施いたしまして、足元に火がついていますので、この問題解決に向

かって努力されることを強く希望いたしたいというふうに思っています。

さて、そこで、中間報告以降、私どもの分科会の最大の検討事項は、医療・介護費用に関するシミュレーションの実施でございました。これにつきまして簡単にご報告申し上げます。

中間報告でも述べられているのでございますけれども、今回行ったシミュレーションは、単に費用の推計を行うということにとどまっていませんで、今後の高齢化を見据えまして、中間報告において指摘されている現在の、例えば不十分・非効率なサービス提供体制など、医療・介護サービスをめぐるさまざまな問題点を克服し、将来において国民が必要とする医療・介護サービスを最も効率的な形で確保していくと、そういう観点から、まず医療・介護サービスのあるべき姿を示し、それを踏まえて、それを支えるための費用を推計するという手順をとりました。この種の推計はこれまで公的にはありませんでしたので、その意味で言えば画期的なものではないかと私は考えます。

この作業を準備するために、別途、20人以上の専門家のご意見を伺いましたし、この推計は膨大な作業を伴いまして、このために職員が実によく働いていただきました。

本日、皆さん方のお手元には資料2-1から2-4までございます。2-1から2-3までが説明資料になっておりますけれども、2-4は、できるだけわかりやすくマスコミ等に説明するために用意した資料でございます。

概要につきましては、私どもの追加報告事項の2以下及び最終報告の(3)に述べられておりますけれども、若干お時間をいただいて、私から簡単にご報告申し上げたいと思います。

まず、シミュレーションの基本的な枠組みでございまして、これは必要な医療・介護サービスを確保するという観点から、相当大胆な改革を行うということを前提にございます。現状投影型のシナリオ、これを私どもはシナリオAと呼んでおりますけれども、これでは問題は未解決のままとどまってしまうということでございますので、したがって改革シナリオを考えました。改革シナリオにおきましては、サービスの充実強化と効率化を同時に実施すると。そして、改革の程度に応じて複数のシナリオを準備するという形で推計を実施いたしました。

シナリオB1、B2、B3、そしてオプションというのがございまして、それぞれ穏やかなもの、大胆なもの、より進んだものというふうに考えています。主としてはこれは急性期に対する重点投与ということを中心にしながら、全体として回るような、そういうシナリオを絵柄として描いてございます。

その次に、経済成長とか科学技術の進歩等の効率化要素がございまして、これが医療費の伸びに与える影響がございまして、この要因につきましても適正に織り込んでございます。そして、2025年での改革シナリオ達成をするということを前提にいたしまして、2025年時点での推計結果をお示しし、あわせて、現在の財源構成を前提にし

た場合に、2025年における必要財源の規模というものも試算いたしました。

この試算に用いましたすべてのデータは、ホームページ上で公開になっていますので、どなたでも検証可能になっているということでございます。多分、専門家の先生方は、これについてお試しいただけるものと思っています。

次に、医療・介護提供体制についてでございますけれども、便宜にここでは改革シナリオB2、大胆な改革というケースでご説明申し上げます。

まず、急性期医療の充実強化・効率化でございますけれども、ここでは、急性期医療のお医者さんとか看護師さんでございますけれども、職員数を充実させるということになっています。現在、一般病床全体の平均に比べて倍増の水準に引き上げることがまず1つございます。

それから、平均日数を短縮するということを考えています。現在、一般病床全体の平均が大体20.3日でございますので、これを10日に縮めたいということでございますので、相当の短縮を考えてございます。

それから、病院病床の機能分化につきましては、現状投影シナリオでは一般病床、現在133万床の病床数でございますけれども、これを急性期・亜急性期・回復期のリハビリ病床等に機能分化いたしまして、急性期67万床、亜急性期等44万床、合わせて全体として現在程度の病床、約110万床でございますけれども、病床で今後の高齢化需要増に対応するということになっています。

次に、在宅医療や在宅介護の充実を図りたい。具体的には訪問診療の充実、居住系サービスの充実等によりまして、居住系・在宅系介護利用者は、現状から1日約43万人ふやすという推計になっています。

これらのサービスを支えるマンパワーにつきましては、全体で現状の1.7倍から1.8倍に増加させるということになります。

他方、今のは充実強化策でございますが、効率化といたしましては、予防の強化による患者数の減でございますが、1日に換算しますと、外来患者約32万人減らすということになっています。そして、医薬品であるとか医療機器の効率化等にかかわる効率化につきましても、伸び率を抑えるということになっています。今のところ、2012年ごろまでマイナス0.3、それ以降は0.1ぐらいで見込むということになっています。

この結果、医療・介護費用はどうかということでございますけれども、現状は41兆円でございますが、対GDP比7.9%でございますけれども、これを2025年にいたしますと、現状投影シナリオAでいきますと、大体85兆円、約10.8%から10.9%程度になります。改革シナリオでいきますと、これはB1からB3まででございますが、大体91兆円から94兆円程度、GDP比でいきますと11.6%から12.0%程度になるという推計でございます。

それから、追加的に必要になるような国・地方を通ずる国費の財源でございますけれども、それにつきましては、現状投影シナリオでは、公費GDP比プラス1.4%程度、

これを改革シナリオで行いますと、プラス1.8から2.0%になるという推計でございます。

これを消費税率の換算で見ますと、現状投影シナリオでは3%程度、改革シナリオでは4%程度ということになります。

なお、途中年次で2015年時点についても一応推計してございまして、これで見ますと、改革シナリオでいきますと、公費対GDPはプラス0.6から0.7程度でございまして、消費税率で換算しますと1%程度ということになります。

以上のような推計をやったんですけれども、ちょっとつけ加えてお話し申し上げたいことがございます。今回のシミュレーションの背景にある哲学はこういうものでございます。医療の機能分化を進めるとともに、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入します。そして、できるだけ入院期間を減らして早期の家庭復帰・社会復帰を実現し、同時に在宅医療・在宅介護を大幅に充実させて、地域での包括的なケアシステムを構築していきたい。これによって利用者や患者の皆さん方の生活の質の向上を目指していきたいということになっています。

このようなサービスの姿というものを描いてこれを実現するためには、相当さまざまなこと、手だてを講じなければならないと思っております。まず安定的な財源の確保が必要でございますけれども、それに限られませんが、サービス供給体制の計画的な整備とか、専門職種間の役割分担に関する制度の見直しとか、診療報酬・介護報酬体系の見直しとか、マンパワーの計画的な養成・確保であるとか、サービス提供者間あるいは多職種間の連携・ネットワークの仕組みを構築するとか、サービスの質の評価というものをきちっと行っていくとか、制度面を含めましてサービス提供体制改革のために相当大胆な改革を実現しなければならないものと思っております。

多分、私の予想では、この前途には多くの壁が立ちはだかる可能性がございまして、その意味で言いますと、このような改革を実際に行っていく場合は、実現されるサービスの姿をわかりやすく国民に示していただきまして、国民的合意を得ながら具体的な改革の道筋、工程表でございまして、これを明らかにし、一つ一つ確実に改革を実現していくことが不可欠だというふうに考えますので、今後、政府におかれましては、その点で最大限の努力を私どもは強く期待申し上げたいと、そう思っています。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、持続可能な社会の構築分科会につきまして、座長をしておられます阿藤委員からご説明をお願いいたします。

○阿藤委員 それでは、第3分科会の議論の結果をご報告したいと思います。

資料1-3でございます。

前置きは置きまして、1、少子化対策の意義と課題というところが中間とりまとめの

要旨というようなものでございます。言うまでもなく、少子化問題というのが社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるということで、分科会としては最優先で取り組むべき待ったなしの課題であるというふうに述べておりますが、これは先般の分科会で小渕大臣がご出席になっておっしゃったこととございます。同時に、きょうのアンケート結果を見ますと、20代、30代の回答者では、緊急度ナンバーワンというのが少子化対策になっています。そういう意味とございます。

その少子化対策というのは、将来の担い手を育成するという意味で、未来への投資であるという位置づけをしております。内容的には、仕事と生活の調和、子育て支援の社会基盤の拡充ということのを両輪として取り組むことが重要だとしております。

あわせて、日本のこういった家族政策関係の支出が諸外国に比べて大変低いということで、ともかく質・量ともにふやすためには、大胆かつ効率的な財政投入を行う必要があるということ提言してございまして、さらに加えて、中間とりまとめでは、そういった抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠という議論をしております。

そこで、中間とりまとめ以降に新たな制度体系に向けた基本的視点ということに限られた時間で議論いたしまして、それを取りまとめたのが2以降3点、大きく言うと(1)から(3)まででございます。

(1)では、仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等ということで、やや繰り返しになりますけれども、潜在的な保育サービス等の需要に対して、速やかにサービス提供されるシステムとすることが必要であるというふうなことであるとか、多様なニーズへの対応が課題であるとか、それから、サービス量の抜本的拡充のためにも、法的な意味で保育に欠けるという要件の見直しをする必要があるとか、子ども、親がそういうサービスを受ける権利性の明確化というふうなこと、それから多様な提供主体の参入を促すような仕組み、一定の質の確保といったようなことを述べております。

さらに加えて、放課後児童対策、地域における社会的な子育て支援機能、それから育児休業制度についても、短時間勤務制度などとのあわせ技で働き方を支援すると、そういう政策が必要ではないかということ述べております。

さらに、特に男性、父親の長時間労働の是正ということがございまして、働き方の見直しというのがそもそも必要ではないかというふうに書いてございますが、この点では、企業の役割が大変大きいということでございまして、委員の中では、働き方、働き方の変革が極めて重要だという意見がございました。

それから、(2)ではすべての家庭の子育て支援の在り方、(1)のほうはどちらかというと両立支援、仕事・就労と出産・子育ての両立を容易にするということとございますが、(2)ではさらに広げて、専業主婦世帯も含むすべての子育て家庭に対する支援を拡充することが必要であると述べています。具体的に妊娠・出産期の支援の

拡充、いわゆる妊婦健診とかそういうものでございますが、そういうものが必要である。あるいは障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する配慮が必要というふうなことがございます。それから、NPO等との協力関係が必要であるということも提言しております。

それから、(3)で国民負担についての合意形成、これは中間とりまとめでも強調したところでありますが、今述べたようなさまざまな保育のサービス、質あるいは給付の向上ということを考えますと、余りにも日本の予算が小さいということです。国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額を計算しております、それが1.5兆円から2.4兆円と推計されているということでございまして、少なくともこれぐらいの拡充が必要ではないか。今回のとりまとめでは、さらに施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの充実、さらには児童手当といったように、ここには上がっていないさまざまな子育て支援というものがまだあるわけございまして、そういうものもあわせて検討すべきではないかというふうに記しております。

最後に、繰り返しになりますが、少子化対策は未来への投資であるということで、各主体の団体がそれぞれ役割に応じて費用を負担していくように、合意形成が必要であるということ強調いたしております。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ご説明いただきました3つの分科会からの中間報告以降の追加報告事項を踏まえまして、最終報告案を作成いたしましたので、私からご説明させていただきます。

縦長の資料3-1という冊子、社会保障国民会議最終報告(案)、それともう一つ、番号は飛びますが、資料5-1、社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)という横長の表、この2つをご用意いただければと思います。

最終報告案、全体で15ページでございますが、6ページの上半分までは総論のようなところですが、これは6月に公表しました中間報告を踏まえております。もちろん文言等の修正はございますが、基本的な考え方、述べられていることは、中間報告と大きな変更はございません。6ページの真ん中あたりから中間報告後の議論、今、3分科会の座長の先生方からご説明していただいたものを纏め、そして最後に結論あるいはメッセージというものが述べられているという、全体としてこういう構成になっております。

まず、既に中間報告に盛り込まれているものではございますが、6ページまでの部分もごく簡単にご説明いたします。

1ページ、最終報告の位置付けですが、先ほどから申し上げており中間報告を踏まえたものであります。中間報告においては、今後の社会保障が進むべき道筋と

して、制度の持続可能性、とりわけ制度の財政的な持続可能性、これは極めて大切だけれども、それとともに、社会保障の機能強化に向けての改革にも取り組むべきだ、こうしたことを提起したわけであります。最終報告は、再三お話ししているとおり、中間報告において積み残した課題を中心に、6月以降行った議論を含めて、これまでの会議における全体の議論を取りまとめたものでございます。

「これからの社会保障～中間報告が示す道筋～」であります。国民会議の議論の出発点、これは番号が書いてありますが、(1)、国民の安全と安心を支える社会保障。(2)、時代の要請・社会の変化に答えなければいけない、これは経済社会のさまざまな変化にあわせて、その機能を強化していかなければいけないということでございます。それから、(3)は、すべての国民が参加し支える、国民の信頼に足る社会保障、社会的な相互扶助の仕組みである社会保障制度ということを書いております。

2ページにいきまして、(4)は国と地方が協働して支える社会保障。社会保障制度の構築と現場での運用の両面において、国と地方公共団体がそれぞれの責任を果たしながら対等の立場で協力し合う関係を築くことが重要である。これは中間報告でも述べたとおりであります。

2番目、社会保障改革の基本的視点として、これは先ほども申し上げましたが、制度の持続可能性、財政的な持続可能性、フィナンシャルなサステナビリティを確保していくということは、少子高齢化の中で引き続き重要な課題ではあるが、同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための社会保障の機能強化に重点を置いた改革を進めていくことが必要である。

社会保障の機能強化のための改革ということで、まずはその制度設計に際しての基本的な考え方を幾つか書いております。

1番目として自立と共生・社会公正の実現、2番目、持続可能性の確保・国民の多様な生き方の尊重。具体的には、社会保障制度は人々の暮らしや価値観の変化に対応した制度であるべきであり、個人の職業選択、就労形態や生き方の選択によって、制度の適用、給付や負担に不合理な格差が生じるようなことがあってはならない。

次に効率性・透明性。社会保障制度は効率的で、簡素でわかりやすいものであることが必要である。これは日本の制度の一つの大きな課題であるということが我々の基本的な認識であったと思います。

それから、4番目に公私の役割分担・地域社会の協働ということを挙げております。

次の3ページにいきまして、5番目、社会経済の進歩・技術革新の成果の国民への還元。6番目、給付と負担の透明化を通じた制度に対する信頼、国民の合意・納得の形成ということ、これは重要な課題である。それから、7番目に当事者として国民全体が社会保障を支えるという視点の明確化、これは、社会保障制度においては、国民一人一人が給付・負担の両面で社会保障の当事者であるわけですが、社会保障の給付

を受け、サービスを利用する権利があると同時に、社会保障制度を支えていく責任を負っている。制度運営に参加することも国民の権利であるとともに、責任あるいは義務でもあり、その実現が図られるよう政府は常に最大限の努力をすべきである。そうした場を確保することも政府の責任であるということだと思います。

それから、社会保障を支える基盤の充実ということで、安定的な経済成長の確保、それから現役世代の活力の維持・強化、それからユニバーサル社会の実現ということを書いております。

3番目からは高齢期の所得保障、それから4ページにいきまして、(4)医療・介護・福祉サービスの改革、5ページにいきまして少子化等、これは中間報告以後の議論も踏まえて、先ほど3分科会の先生方から既に説明していただきましたので、時間の関係もありますので、ここは省略して6ページに進むことにいたします。

6ページの中ごろからは中間報告を踏まえた議論だったわけですが、ここから中間報告後の議論ということでございます。

中間報告においては、セイフティネット機能の強化の一環としての低所得者対策、現役世代の活力の維持・強化のための能力開発政策、医療・介護のあるべき姿を実現していく観点からの医療・介護費用のシミュレーションの実施、新しい次世代育成支援システムのあり方といった論点が、なお引き続き議論を詰めていくべき論点として残されていたわけであります。こうした問題が中間報告において宿題として残されたわけでありますが、先ほど3分科会の座長の先生方から、それぞれの分科会でこうした宿題に答えるような議論がなされたという説明があったわけでございます。ここからは、先ほどの3先生のご説明と重なるところがございしますが、幾つかご説明をいたします。

例えば、6ページ、低所得者対策、そこでは、中小企業での就労機会の拡大が重要である。また、地域ごとに雇用事情が異なることに応じたきめ細かな就労支援施策の実施が必要であるというようなことが書かれています。

7ページ、これは先ほど清家座長からもご説明あったわけですが、いわゆる低所得者対策としては、現行の社会保障制度ごとに実は非常にきめ細かい負担軽減策が講じられております。しかしながら、制度ごとの体系がばらばらであり、複雑である。国民の視点から見てわかりやすく利用しやすいものとするよう、制度を見直す必要があるのではないかと。ワンストップサービスというものがキーワードだろう。

また、この問題に限られませんが、社会保障制度の基盤整備として、やはり社会保障番号・カードの検討等を進める時期に来ているのではないかと、これが国民会議の議論であったと思えます。

能力開発につきましては、先ほど既に清家座長からご説明がありました。

8ページ、これは第2分科会ではありますが、中間報告で残されました大きな宿題、それが医療・介護費用のシミュレーションでありました。この点につきましては先ほ

ど大森先生から詳しくご説明がございました。

繰り返しになりますが、8ページ、今回のシミュレーションを実施するに当たってのポイントとして、必要な医療・介護サービスを確保する、こうした観点から、大胆な改革を行うことを前提として、改革シナリオのシミュレーションを行いました。これはサービスの充実強化と効率化を同時に実施すること、これが前提になっているわけでございます。

具体的にどういうことかといいますと、改革シナリオというのは、例えば入院日数を短縮化する、それから病床、ベッド数をある程度抑える。これは効率化のほうで、その限りでは医療費を抑制することになるかもしれない。しかしながら、それだけでいいとはここで言っていないので、そうしたことを実現して、患者のQOLを高めるためには、1病床当たりの医療関係のスタッフを充実しなければいけない。それには当然費用がかかるわけで、それを我々みんなで負担しなければいけない。ですから、わかりやすく言いますと、医療費ということから言いますと、プラス・マイナスの両面あるということでもあります。一方で効率化を進めると同時に、他方ではサービスの充実強化を図るということを行っているわけでもあります。

こうしたことを前提にシミュレーションを行った、その結果につきましては、既に大森先生からご説明がありましたので、後ほどまとめて私のほうからもう一度ご説明するとして、9ページに進みます。少子化対策は、9ページの真ん中あたりに書いてありますが、(4)の下です。少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金を始めとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるという点で、最優先で取り組むべき「待ったなし」の課題である。こういう認識を国民会議の委員の方々、また第3分科会の委員の皆様方、共有していると考えております。

10ページに具体的な施策、例えば保育所の民間委託を進めたらどうだということ、あるいは企業内の保育施設設置に対する支援、企業にインセンティブを与えるような仕組みも重要ではないかといったことも含めて、具体的な施策を書いております。このことにつきましては先ほど阿藤座長からご説明がありました。

10ページの下から5行目ですが、こうした子育て支援等をし国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、既に政府で推計したわけではありますが、現在のお金で1.5兆円から2.4兆円と推計されているということでございます。

11ページ、社会保障の機能強化に向けてというところではありますが、今般、医療・介護費用に関する試算を行ったことで、中間報告において既に示されている基礎年金に関するシミュレーション、それから、たった今、私が紹介しました子育て家族支援の要対応額、こうしたものを含めると、社会保障の大宗を占める年金、医療・介護、少子化対策に関して、それぞれの課題や改革の方向性、将来必要とされる財源の規模について、具体的な姿が明らかになったわけでもあります。

これを見やすく一覧表としてまとめたものが、先ほどお手元に用意していただければとお願いしました資料5-1、横長の表でございます。

これは2015年が1枚目、2025年が2枚目になっているわけでありますが、2015年と言いますと、基礎年金につきまして、これは全額税方式を前提とする場合、現行の社会保険方式を前提とする場合で、当然、制度を維持するために必要な公費の必要額が違ってまいります。ここでは消費税率換算として、この表の一番右にお示ししているわけでありますが、現行方式の場合ですと、基礎年金のところで1%弱、一方、全額税方式の場合には、やり方によりますが、これが3.5から8.5%くらいになる。この表はあくまでも公費であって、この表には明示的に出ていませんが、全額税方式の場合には、当然、保険料の部分は要らなくなるということでございます。

それから、医療・介護、これが先ほど大森座長のほうからご説明がありましたが、2015年時点で1%強、それから少子化対策が0.4から0.6%程度ということで、これを足し合わせまして、さらにこの表の欄外の一上、皆様方よくご存じの基礎年金にかかわる国庫負担割合、現行の3分の1から2分の1に引き上げる場合に必要となる額、これが2009年度で約2.3兆円、消費税率換算で約1%程度必要ということがございますので、これを足し合わせた数字を紹介すると、この表でいいますと一番下の右隅、少し太い線で囲ってあるところ、上が全額税方式の場合、下が現行社会保険方式、それぞれ基礎年金に関してとった場合に必要となる消費税率換算の必要額。全額税方式の場合には約6から11%程度、一方、社会保険方式の場合にはプラス3.3から3.5%程度ということ。これが2015年時点での社会保障のいわばあるべき姿、改革を行った場合に必要となってくる額である。

1枚めくっていただきますと、2025年の数字も参考のためにご紹介しております。説明は全く同じでありまして、右下隅を見ていただきますと、基礎年金全額税方式の場合が9から13%程度、社会保険方式を前提とする場合、6%程度ということで、当然、2015年よりも、2025年になるとさらに膨らんでくるということでございます。

なお、今紹介しました資料5-1と基本的に同じ資料を用いまして、10月31日に開催されました経済財政諮問会議で、私のほうから国民会議の議論をご報告させていただきました。

最終報告の本文11ページに戻らせていただきます。真ん中あたり、基礎年金制度については、財政方式をめぐる議論があることから、国民会議では、現行社会保険方式による場合と全額税方式による場合のそれぞれについて定量的シミュレーションを行った。中間報告でも述べたが、建設的な制度改革論議を行うためには共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠であり、このシミュレーション結果がそのような共通の土台となる基礎資料として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを、我々国民会議としては期待するものである。

時間が迫ってまいりましたので、ここに書いてあることを幾つかかいつまんで、も

う少し紹介します。12ページ、一番上ですが、医療についてであります。医療については、皆様方ご承知のとおり、現在、大きな問題がさまざまあるということ。これは不幸な事故も含めまして、世の中によく知られているとおりでございます。医療が抱えるさまざまな問題、中間報告では、12ページ上、例えば救急医療の問題、地域医療の困窮、産科・小児科医の不足など、こうしたものは当面の緊急課題というふうに整理して、現段階でできるだけの対策を早急に講じていく必要があると、このように指摘いたしました。と同時に、これらの問題の背景にある構造問題の解決への取り組みが不可欠である。

私どもの2015年、2025年へ向けてのシミュレーションは、中長期的な構造的な問題を解決するという、これを改革シナリオの中に織り込んだということでございます。改革シナリオでは、先ほど大森先生からもご説明がありましたが、例えば急性期の入院と介護の関係、そうしたものが一つの改革のポイントとなるわけであります。もとより日本の医療制度が抱える問題はそれだけで解決するものではなくて、他にも喫緊の問題があることは、もちろん国民会議としてもよく認識しているつもりでございます。ここはいわば2段階構えということで、今述べました、あるいは12ページの上を書いてある当面の緊急課題と、それから長期的な構造問題の2つに分け、長期的な課題を解決する、それがシミュレーションの背後にある改革シナリオになっているわけがあります。

ところで、シミュレーションの前提にもありました中長期的な改革シナリオが絵に描いた餅にならないためには、サービス供給体制の計画的整備、またそれに伴う具体的な医療制度に関する改革がなされなければ、シミュレーションは数字であります、その背後にある改革が絵に描いた餅に終わってしまう。

改革を絵に描いた餅に終わらせないためには、12ページの真ん中より少し下に幾つか指摘してありますが、具体的な改革として、例えば専門職種間の役割分担に関する制度の見直し、これは法改正等も必要になるものかもしれません。診療報酬・介護報酬体系の見直し、マンパワーの計画的養成・確保、サービス提供者間・多職種間の連携・ネットワークの仕組みの構築、サービスの質の評価など、こうしたことについて大胆な改革が実行されなければいけない。こうしたことも含めて、改革を実際に行っていくに際しては、実現されるサービスの姿をわかりやすく国民に示しつつ、国民的合意を得ながら具体的な改革の道筋（工程表）を明らかにする必要があると、このように言っております。

13ページの真ん中より下ですが、私たちの社会保障を守り、将来世代に負担を付け回しすることなく、信頼できる制度として次の世代に引き継いでいくためには、現在の社会に生きている我々国民がみな、年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じなければならない。このようなことも指摘して、13ページの下から、「おわりに」ということで国民会議からのメッセージが述べられております。

社会保障は、本日も紹介しましたさまざまな世論調査でも大変関心が高いわけですが、翻って考えてみますと、国民が制度の基本的な考え方や理念、具体的な運用について、その全体像を議論する場面は残念ながらほとんどなかったのではないだろうか、これが私どもの率直な感想であります。国民が真の当事者になるためには、今後は、もっとこうした議論に参加する必要があるだろうということを言っております。

14ページ上ですが、今般の社会保険庁の不祥事や長寿医療制度をめぐる混乱は、極めて遺憾なことであり、国、具体的には厚生労働省であります。国民の信頼回復のために総力を挙げて努力すべきであることは言をまたない。しかしながら他方で、今回のことは、社会保障がいかに関国民の日常生活に直接大きな影響を持つ重要な制度であるかを、政治や行政当局、そして国民自身にも、改めて実感させるものであったということも言えるであろう。既に述べましたとおり、さらに国民がこうした議論に参加する必要があると言っております。

そうしたことのためにも、14ページの真ん中より下ですが、社会保障制度をよりわかりやすく、利用しやすいものにしていく。それとともに、社会保障に関する情報・データの開示、国民一人一人のレベルで社会保障の給付と負担をわかりやすく示すための社会保障番号の導入検討を、国民の合意を得ながら積極的に進めていくことが必要である。

社会保障国民会議は、10カ月にわたり、現場の声、地域の声をできるだけ取り入れて議論をしてまいりました。現行の社会保障が抱える問題点を指摘しつつ、社会保障の機能強化のための今後の制度改正に向けた議論の土台を示し、社会保障国民会議は、この最終報告をもってその役割を終えることとなります。

しかし、社会保障と国民のかかわり、あるいは社会保障改革に終わりはない。当事者である国民の声が広く取り入れられる形で、この社会保障国民会議報告に盛り込まれた提案について、具体的な制度改革の道筋を明らかにし、当事者である国民が、運用面での改善が行われているか、制度改正の取り組みが進んでいるか、引き続き監視し、意見を述べていくことは、この国の社会保障を守り、立て直していくために不可欠である。

社会保障は国民自身のものである。国民各位に、自身の社会保障を守るため、機会をとらえて議論に参加していくことを願い、他方、行政には、国・地方を問わず、社会保障に関し国民の参加を可能とする場を設けていただくよう提案し、報告の結びとしたい。

以上でございます。この案につきましては、既に委員の皆様方には事前にごらんいただき、具体的かつ大変建設的なご意見をいただきました。その多くは既にこの文面に取り入れさせていただいていると思います。本日が最終回でございますので、この案を踏まえまして、委員の皆様方から何か一言あればご発言いただきたいと思います。

どうぞ、どなたからでも、よろしく願いいたします。

ではどうぞ、塩川先生。

○塩川委員 では意見を申し上げたいと思います。

まず第1に申し上げたいのは、社会保障制度全体が非常に難しいんですね。これをこの際にぜひわかりやすいものにしてもらいたい。余りにも官庁用語といいますか、法律用語が多過ぎてしまうのと、それから事態が抽象的に書いてあるんですね。これをもう少し具体的なわかりやすい言葉に変えてもらえないだろうか。そうすれば、社会保障に国民が参加しろとおっしゃるのに参加しやすいと思うんです。今の状態では文言がわからんがために実態が理解できていないと思うんです。これを1つお願いしたいと思うんです。

それから、今までいろんな制度を改革してやってまいりましたけれども、そのたびごとに絆創膏を張ってやってまいりましたんですが、この際に、過去においてやってきた施策の評価をしっかりとやってもらえんかと思うんですね。特に社会保障関係の中で、一般の福祉とか、あるいは労働対策、雇用対策とか、いろんな制度をやったけども、やりっ放しのものが随分多いと思うんですね。そこらを1回検証してもらって、それを生かしてもらいたいと、こう思っておるんです。

それからもう一つ、社会保障の理念の中で相互扶助だとおっしゃるんですね。相互扶助であるとするならば、能力に応じた負担とおっしゃっているんですから、それだった年寄り弱者という先入観を持って物を考えるのではなくて、国民全体、若い者もお年寄りも所得に応じた社会保障の負担をするという考え方に立ってもらえんか。どうも、年齢別でやるとか、あるいは概念的な、年寄りだ、若者だという、そういう考えで見ないでほしいと思うんですね。

そこで言いたいのは、今、低所得者のほうが、例えば400万、500万の所得の人たちのほうが、社会保障負担が非常にシリアスで、非常にきつい。むしろ高額所得者、例えば1,500万とか2,000万とっている人は、社会保障が所得の中で占める負担感が非常に緩い。私は、そこらをもう少し見直してみて、高額所得の人が、税ではなくて保険のほうで面倒をもう少し見てもらうようにすべきじゃないかと思うんですね。社会保障負担の感じ方というか、感じ方じゃなくて負担の実態も低所得者のほうが本当にきついです。だから、これは高額の人にもっと持ってもらいたいと思うんですね。

それからもう一つ、私は年金でしょっちゅう言っていたんですが、この際に、年金というものが社会的弱者のセイフティネットとしての年金なのか、あるいは老後全体に対する所得の保障というのか、そこらの区分をはっきりしてもらいたいと思うんです。相当な高額所得の者であっても、基礎年金で税金の3分の1をもらっているというのは非常におかしいと思うんです。ですからこの際に、年金のことについて、セイフティネットとしての年金、つまり社会保障としての年金、この基礎年金をもっともっと充実させてもらいたいと思う。

そしてまた、その反面、自己努力によるところの年金というものをもっと育成していんじゃないかと思うんですね。その施策をはっきり出してもらうと。例えば401kの扱いなんていうのはもっと積極的に推進するし、税法上の措置というものも考えてもらいたいと思うんです。

最後に、これは総理が来られたらお願いしようと思っていたんですが、この国民会議の最終答申をこうして出す。座長以下、3つの分科会の座長さんは大変な努力をしていただいて、私は本当に大変だと思って尊敬しているんですが、これだけの報告を出しましたが、この扱いはどうなるんでしょうか。私はそこが心配なんですね。私も大臣をやったときに、答申とか何とかいろいろ出ましたけれども、みんなそれで終わってしまっているものが多い。一番極端なのは、臨教審の答申なんて、積み上げてみたら1メートル50もある答申です。その結果何をやったのか。何にも出ていないんです、臨教審の答申からは。私は、社会保障のことは議論は何ぼでもするけれども、わかった、わかったでいいんだけど、実際こういうことを、これだけのことをやろうということ、この中から数項目でいいから具体的に、これとこれはいつまでにやりましょう、いつまでにということ、どういうことでやりましょうということ、それをしっかりと出してほしい。

この改革全体がそんなに急激にできるものじゃないと私は思いますけど、この中で急がなきゃならんものとの区別をして、そういうものに対してはしっかりした工程表と具体的な施策を出してもらいたい。そうでないと、これだけの議論をやって何をやっているんだということになってしまいますと、信用されなくなっちゃう。社会保障問題は国民に参加しろとおっしゃるならば、そういうところまで、後追いをどうするかということまで責任を持って内閣で発表してもらいたい、こう思っております。

以上です。これ以上言うと憎まれ口になるのでこれでやめておきます。どうぞお願いします。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、大臣。

○与謝野内閣府特命担当大臣 今の件でございますけれども、総理がおられましたら総理からお答えするべきでありますけれども、少なくとも社会保障を持続可能なものにするためには、財源の問題を抜きには幾ら制度をつくってみても機能しないわけですし、そういう意味では、総理が先般発表されました経済対策の中では、財源の問題について中期プログラムをつくらうと。当面は国民負担をお願いするという経済状況ではないけれども、日本経済が一定の回復をした後、また行政改革を常に行う中で、3年後ぐらいには国民負担をお願いすると、そういうプログラムをつくらうと、そういう責任ある政治を行おうというのが、先般の総理の記者会見であったと私は思っております。

したがって、塩川先生のご叱声には幾分かはお応えできるような体制をとりつつ

あると私は思っております。

- 塩川委員 もう一度申し上げますと、財源は私は当然だと思いますので、こういう財源を充てるんだということとの間、この相関性をきちっとさせて、その上で言っていたら国民は信用するんですけども、肝心の財源のほうは何も言っていない、本当にできるのかという疑問を残しておいたんではいかんと、こういうことを私は申し上げておるんです。
- 与謝野内閣府特命担当大臣 その点は2点ございまして、先般の経済対策、余り詳しく読まれていないんですけども、重要な部分は、政府が使うお金、社会保障部門のお金と非社会保障部門のお金、これをきちんと区分経理する必要があるんじゃないかと。この部分は社会保障ですという、いわば2つ政府があるような感じのプレゼンテーションをしなければいけない、その部分を書いてありますのと、もう一つは、今後負担をお願いする場合であっても官の肥大化には使わせないと、こういうことを実はこの経済対策には書いてございまして、これは塩川先生のご主張に沿うものになると私は確信をしております。
- 吉川座長 それでは、中田委員。
- 中田委員 今回の最終報告案について、今、最も国民の関心のある年金だとか医療だとか介護だとか、あるいは少子化対策について、シミュレーションを通して近未来像を数値化したという意義は大変大きいと思っています。その点では非常に貴重なデータ、資料が提供されたということで、評価されていいんじゃないかというふうに考えてございましてけれども、きょうは最後でございまして1点だけ申し上げさせていただきたいと思います。

私は、医療・介護・福祉の分科会に出させていただきますまして、医療・介護に関するシミュレーションが示されてございまして、マスコミ関係者ともいろいろ議論をするのでございましてけれども、その際に私が感じましたことは、これからの医療・介護というものが国民にわかりやすくイメージされていないのではないかと、これだけの負担があるからこれだけの安心が得られるんだよというメッセージが、どうもいまひとつ伝わってこないんじゃないかというようなことが議論されてございまして、私も本当にそう思います。

確かに、地域での包括的なケアシステムというものが中間報告でありましたけれども、今現実に介護に苦しんでいる地域の実態がある中で、ではだれが介護するのか、この先どうしたらいいのかというような巷の声に、この会議の報告がどう応えていくかということが極めて大事な視点だろうというふうに思っています。

私は介護現場から参加させていただいたことを本当に感謝申し上げます。同時に、この間、現場から多くの意見をいただきました。それを踏まえて少しでも反映していただくように発言に努めてまいりましたけれども、ぜひとも国民の生活実態から、現実の問題解決と将来の展望を明らかにしていく具体的な議論を引き続きお願い

せざるを得ないというふうに私は感じてございます。

その意味で、最終報告はこれからの社会保障のあり方を議論するための始まりではないかというふうに私は感じてございますけれども、この辺もぜひご配慮いただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉川座長 では樋口委員。

○樋口委員 このような機会を国民全体の前に与えていただきまして、本当にありがとうございました。社会保障という、私は、これからの国民連帯の柱はもうこれしかないと思っておりますけれども、その社会保障への国民の関心の高まる中で議論ができたことを大変ありがたいことと思っております。

2つ申し上げたいのですが、1つは、私もここに参加していて改めて愕然といたしましたのは、65歳以上人口が21.5%になっている国がほかにももっとあると思ったら、実は我が国だけだということに非常に強く痛感いたしました。私どもが高齢社会の問題を意識し始めたころ、はるかに上をいっていたスウェーデン、デンマーク、北欧諸国初め、イギリスもフランスも、今や高齢化比率14%から18%ぐらいで、高値安定、ジグザグコースに入っていて、右肩上がりで行くのは我が国と韓国ぐらいしかない。韓国はまだずっと低い水準にある。高齢化率21.5%も、やがて今の人口予測では2050年ごろにはほぼ40%前後になる。

高齢化は地球丸ごと高齢化なんて、私も少し前までノー天気なことを言っていたんですけど、地球丸ごと高齢化は確かですけど、日本がその中で突出していく、日本は特殊な国に今やなりつつある。でもそうなるんだから、1つの選択肢は、何といたって高齢者が世界に抜き出でて多くなるのだから、日本はそれに応じた対策をとにかくとっておかねばならないということが1つ。

もう一つが、私は第3分科会に所属いたしまして、少子化の問題、持続可能な社会を議論させていただきましたけれど、第3分科会の報告の「待ったなし」ということは、本当にそうだと思うんです。子どもは今生まれても、大人になるまで20年かかります。ですから、本当に待ったなしで今取り組まなければならないことでございまして、ここに書いてあることは、ほかの問題よりはそれほどお金もかかりません。むしろ、子どもを持ちたいと望んでいる人がとくに女性が産みたいだけの子どもが産め、しかも仕事を奪われず、社会的にも家庭的にも生きていくという、こんな当たり前のことが女性の上に実現していない国は、もはや先進国の中ではほとんど日本だけでございます。

ですから、外国が取り入れたよい制度について、日本は特別なんだなどと言わず、答えはもはやここへ出てきているんですから、ここに書かれたことのみならず、よいと言われるものは日本の風土の中へぜひ取り入れて、企業も制度が変われば意識も変わると思いますし、何よりも制度と社会的風土と、2つの「ど」だと思いますが、制度

と風土と両方とも変えていただきたいと思います。

それから、第3分科会の最後で私は力説したんですけれど、ほかのことは、母子家庭の問題とかいろいろ取り上げていただいたんですが、どうやら政策に落とし込むのがむずかしいらしいので漏れちゃっているようで、ここで改めて申し上げます。

若者にお詳しい総理でいらっしゃいますから、総理の前で申し上げたかったんですけれど、今の日本の少子化に影響していることは、女性が仕事と家庭と両立していなかったり子育て支援が不足しているからなのか、それとも、その前の段階で若者が結婚していないからか、非婚か不婚か、どっちの要因が強うございますかと伺いましたら、人口問題の大学者である阿藤先生にうかがいましたところ、先生は七三ですねとお答えになりました。

ということは、今、日本ほど若い人たちのシングル大国になってしまっている国はない。それは何よりも、若い男女の雇用の劣化ということがまず大きくあると思うんですけれど、それだけではない。何か結婚に夢が持てないというか、結婚しようという雰囲気若い人たちになくなっている。きょうはアメリカ大統領の選挙の日でございますけれど、キング牧師が「I have a dream」と言ったそうですけれど、若者たちが結婚とか家庭生活をつくることに「I have a dream」と言えるような、若い男女が一緒になって所帯を持って、そして家庭生活を運営していくということに夢の持てるような何か政策ができましたら、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○吉川座長 高木委員、どうぞ。

○高木委員 感想のようなことになってしまうかもしれませんが、二、三発言させていただきます。

1つは、これは塩川先生も触れられましたが、社会保障を通じての所得再配分みたいな部分が非常に機能劣化しているというご指摘がいろいろあります。具体的に必要な財源をどう手当てするかということについては、具体論はこれには触れてありませんが、消費税換算という表現で、消費税がアップされているというふうに普通の国民は受けとめる、そういう表現ぶりになっている。消費税というのは逆進性が言われたりする税でございます、社会的再配分といったような観点からは一番遠い税の種類。そういう意味では、所得税なり相続税なり、あるいは総理が言っておられる証券税制の問題なり、そういったことも含めて財源論を総合的に議論するというニュアンスが、この報告書からは届かないではないか。マスコミの皆さんはどんなご印象なのかですが。

時あたかも総理が30日にああいう発言をされて、説明をされて、3年後には消費税だということもお触れになられた後なので、きょうこのタイミングでこれが出ていくことは、社会保障国民会議が、総理の、与謝野大臣もそうかもしれませんが、そういうものに手をかした報告書という書かれ方にならなければいいがなという、そんな印象

があることを申し上げておきたいと思います。

それから2点目は、年金については、基礎年金全額税方式あるいは社会保険方式、並列的にどうのこうのということになっていて、結論がもちろん出されているわけではないと思います。税方式でやればこういうことになるという絵姿はかなり明らかになっただろう、そういう意義はあると思いますが。

それから、医療のことにつきましてもシミュレーションしていただいて、これは改革シナリオというか、そういうシナリオのほうに多くの人たちが軍配を上げるんだろーと思います、いずれにいたしましても、ではどうしていくのという、どっちをどう判断したらいいのということについて、我々はこのペーパーの中では結論が出せていない部分が多分あるんだろーと思います。その辺がこれからどういうふう処理されていくのか。

それから、もう一つつけ加えますと、経済財政諮問会議で、日本は中福祉を維持していると、負担は低負担だということで、総理も低負担を続けていくことはできないという表現をされた。

負担の高い、低い、例えば年収200万円以下の人たちにとっての国民年金保険料の額は低い負担か。そういう意味で、所得やら何やらと相関的に負担の高さというのはあるんだろーと思います。そういう意味では、高いとか低いとかという言葉をお使いになるなら、その中身はどういうことを称して高い、低いとおっしゃるかという物差しについての吟味がもう一つ要るのではないかとということ。もちろん、経済財政諮問会議でいろいろご議論されるのは結構でございますけれど、その辺が国民に対してミスリードなメッセージになっていないのかどうか、そのことについてもご一考いただく必要があるのではないかと。

最後に、余り長くなってもあれですが、雇用保険の問題が今いろいろ議論になっておりまして、来年度予算編成にかかわって、国庫負担分を全額なくせというお話をされているやに報道されております。この中にも雇用保険にかかわって少し書かれておりますが、そもそも雇用保険とは何ぞやという議論を一遍していただかなきゃいかなんと、そんなふうに思います。たまたま積立金がすごく積み上がっているから、一種の埋蔵金扱いだみたいな議論になっているのかどうか、私はよく存じませんが、そもそも雇用保険をつくった意義、その当時の議論から始まって今日に至るまでのいろんな歴史的な経過、雇用保険の国庫負担、給付費、今13.8%ですか、これをやめたというお話が出てくるに及んで、保険料は会社側の皆さんのほうが我々労働者より少し余計払っておられますが、会社側の払っているものも含めて労働者が稼いだという面もあるわけですから、そんなことも含めて、我々が負担している保険料について、国が管理をしたりいろいろなお世話をいただいていることはわかりますが、国の負担なしでやるというなら何もこんな形態である必要はないという議論にもつながりかねない。そんな昨今の議論かなということで大変心配をいたしております。

そのことをここで触れていただくということにはならないでしょうが、雇用保険に触れられた項もございましたので、私が感じていることを率直に申し上げさせていただきます。

○吉川座長 どうぞ。

○中川財務大臣 今の高木委員の一番最初の、これは消費税だけ手をつけて、ほかの税については手をつけないというようなご趣旨だったと思いますが、10月30日の総理の対策では、最後の財源のところ、景気回復をまずやって、3年後には景気がよくなっているという前提で、先ほど与謝野大臣がおっしゃったように、福祉の部分とそれ以外の部分とは財源は切り離しますけれども、法人税あるいは所得税、贈与税、資産税含めて、抜本的に税全体も見直しをしますということをはっきり表明しておりますので、消費税だけ取り出して、これだけぽんとやるということでは決してないということだけは、ご理解いただきたいと思います。

○高木委員 国民は多分そういうふうに取り受けますよということですか。

○吉川座長 それでは、だんだん時間が迫っているんですが、権丈委員、それから竹中委員、いかがでしょうか。

○権丈委員 今、高木委員のほうから低負担・中福祉という話がされて、皆さんも、よく低負担・中福祉とおっしゃっているんですけども、この国は中福祉まで行っていません。負担の側面で見ると、3週間くらい前の10月15日にOECDが2006年の租税社会保障負担のGDPに占める割合を報告したんですね。普通は、分母が国民所得の場合に国民負担率と呼んでいるのですが、分母がGDPでも国民負担率と考えていいです。この日本の国民負担率が2006年にはアメリカよりも低くなってしまい、OECD30カ国で日本より負担率が小さな国は、韓国、トルコ、メキシコの3カ国だけになってしまいました。要するに、日本は極端に低い負担で、世界一の高齢化水準にある今の日本の社会保障を支えているわけです。あるべき医療・介護、あるべき少子化対策ということを考えながら、給付を増やしていかないと、まともな中福祉国家にはなりません。今後、社会保障の機能強化を図って中福祉になるためには、純粋に増えていく部分があるんですね。だから、今の状況を低負担・中福祉と言って、これを中負担・中福祉にしましょうということになると、赤字国債の部分を減らすためだけに負担を増やしていくと誤解される、つまり負担は増えてもネットでの社会保障でのリターンがないのかと受けとめられる可能性もありますので、非常にもったいないと思います。

北欧を高福祉、フランス、ドイツなど中欧あたりを中福祉とすると、この国は中福祉まで遠く及んでいません。と同時に、先ほど樋口委員がおっしゃったように、国民の高齢化率という社会保障のニーズを示す指標を考えますと、日本の高齢化水準は現在世界で一番なのに、日本よりもかなり若い国であるフランス、ドイツなどよりもはるかに低い福祉の水準でしかない。ゆえに、日本は小さすぎる福祉国家、低負担・低福

祉国家と呼んで良いと思います。だから、医療も介護も崩壊しているのだし、少子化対策は手つかずのまま何十年も放置されてきたのです。この低負担・低福祉国家を中負担・中福祉国家にするということは、負担が増えるのみならず、しっかりとした社会保障の確立も国民に約束できる話になります。そのあたりをアピールしないのは実にもったいないということ、最後に述べさせていただきます。

○吉川座長 では、竹中委員。

○竹中委員 太郎さん、お久しぶりでございます。「ユニバーサル社会の実現」をめざすプロップ・ステーションの活動に、長年、温かいご支援を下さっている太郎さんとこのように総理官邸でお会いできることを大変嬉しく、また心強く思います。

今、高木さんから「この会議が、総理が先般消費税について触れられたこととリンクして、マスコミ等でマイナスのイメージが広がるのではないか」といったお話がありましたことについて、意見を申し上げたいと思います。

プロップは「チャレンジド（障害のある人たち）をタックスペイアにできる日本」というスローガンを掲げて活動してきました。日本において「タックスは国民の負担である」という考えが主流ですが、私はタックスペイアはまさに主権者であり発言者であるのだという意識で、このスローガンを掲げています。すべての人がタックスペイアとしての誇りがきちんと持てるような国家であってほしい、という願いを持ってこの20年間、活動をしてきました。

そういう意味で、太郎さんが先般、この政局の大変なときに消費税にまで踏み込まれたということは、大変な英断でありますし、恐らく腹をくくっておっしゃっていただいたのだらうと思います。

その税に関して言いますと、私たちの活動は、1つはアメリカを参考にしてきました。それは、障害のある人たちが「私たちもタックスペイヤーになる権利がある」ということで、長年、アメリカ国民として運動され、政府機関は「彼らをタックスペイヤーにする義務がある」ということで、双方の努力により、チャレンジドが社会的な地位が得られるようなアメリカを創造してきました。

私たちのカウンターパートでありますペンタゴンのCAPという組織では、最高の科学技術やICTを駆使することで、最重度のチャレンジドまでもが政府官僚や企業のリーダーになれるというところまで達しており、私たちはそのミッションと取り組みを非常に大きな参考にしてきました。

もう一つ、社会保障とか社会福祉という点では、私たちはスウェーデンと様々な連携をとって推進しております。先ほど樋口さんから少しお話がありましたけれども、スウェーデンという国は、高齢化率に関しては日本よりはやや緩やかになっているんですけど、過去には世界一の少子高齢化を経験した国です。しかしながら、資本主義国家の中で最も社会保障に成功したと言える国になりました。例えば消費税が25%であるということについて、それは「高福祉で高負担の国」というような言い方が日本

ではなされるんですが、実はこの25%とは何かというと、教育が大学教育まですべて無償である、あるいは医療、それから高齢者のケアというようなこともすべてこの税の中で行われる。なおかつ最近では、認知症と言われる方々までが社会で自立できるような仕組みを、制度設計だけでなくICTを駆使したり、さまざまな看護の手だてのノウハウを、シルヴィア王妃がつくられた財団で開発をされて、全国的に広げられている。このすべてに税が投入されていることによって、スウェーデンの国民は、子育ての真っ最中であっても、あるいは自分が介護が必要な高齢の目前になっても、数十万の貯金があれば安心だと、という国家になっているわけです。これは単に「高福祉・高負担」ということではなく、国家の哲学と国民の選択の結果なんだろうと思います。

社会保障のあり方というのはまさに国家の哲学であって、今回の国民会議では、この哲学の部分をみんな必死で10カ月かけて議論をしてき、たくさんの資料なども読み解き、数字のシミュレーションもしてきました。そういう意味で、国民すべてが参画をして社会保障を支えていこう、みんなが当事者、みんなが受益者であると同時に責任者なんだよという結論を出したこの最終報告が、間違っただけでマスコミに広がって行ってほしくないなと思うと同時に、議論をしてきた私たち自身が哲学の話をしたのだと、そしてそれを今度は具体的に落とし込んでいくのだということ、きちっと胸を張って言えるようにしていかなければならないと思います。

総理がかわられて、大臣もこの議論が始まったときからお顔ぶれもお変わりになっていますけれども、そういう意識で私たちは議論をしてきて、この案をつくり上げたということをご理解いただければ大変うれしいなと思います。

○吉川座長 ほかにいかがですか。

奥田委員、どうぞ。

○奥田委員 簡単に2点申し上げます。

1つは、在宅医療の推進ということがよく出てくるんですが、これは今度の経済対策で、住宅につきまして大幅なローン減税をやっていただくと、そういうことで家は大きくなってくると思うんですが、在宅介護をやろうとすれば、正直言って、今の3LDKの家に住んでいる人に、もう1人おじいさんかおばあさんが転がり込んできたらやれるのか。私は、むしろ4か5LDKぐらいないと在宅医療というのはできないと思うんです。ですから、そこらあたりは今度の経済政策の中で、住宅について、これは経済の波及効果も含んで言われたんでしょうけども、住宅をこれから充実していくんだと、こういうのを出されたというのは私は非常に希望を持っていて、これから日本の在宅医療も進んでいこうと、そういうふうに思っています。

それからもう一つは、これは吉川さんにも個人的にもお願いしたんですが、今回はやめようという話だったんですが、外国人の力をどう使っていくのかと、このことについてはこのペーパーには全然入れなかったと、これはまた別のところで検討しなきゃ

ならん。

だから、住宅政策とか、外国人の雇用とか、福祉とか、こういうものは全部絡み合っ
て動いているわけですから、それをうまく連結してこういう政策を出していただき
たいと、こういうふうをお願いしたいと思います。

○吉川座長 いかがでしょう。どうぞ、神田委員。

○神田委員 国民の目線で議論をしていくということで、それが必須であるということ
でまとめられていると思いますけれども、そのためには、社会保障番号制の導入とい
うことが具体的にここでも言われております。この社会保障番号制についても、国民の合
意を得ながら進めていくということが必要だろうというふうに思いますので、ここ
には文章的にも、国民の合意を得ながらというのを付け加えていただきましたので、利
点は多々あるとは思いますが、不安とか懸念とかが現実ありますので、そうい
ったところをきちっと丁寧に議論しながら進めていっていただきたいと思いま
す。

それから、国民の合意を得ながら、あるいは国民参加というのが、今回のまとめの基
本的な大きな柱の一つかなと思いますので、これがどこまでできるのかというのは非
常に重要だというふうに思っています。それには、わかりやすさということもありま
すけれども、先ほど中川大臣のほうから、税全体についてこれから見直すというこ
とでお話がありましたので、安心いたしましたけれども、進め方として、消費税が先
にありきのような形で進めないようにぜひ気をつけていただきたい。しつこいよう
ですけれども、そんなふうに思います。ぜひ国民無視というふうにとられないよう
な進め方をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉川座長 時間も大分迫ってまいりましたので、お手元の国民会議の最終報告（案）、
この「（案）」をとりまして最終報告としてお認めいただきたいと思いますが、い
かがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉川座長 ありがとうございます。

では、プレス入場後に総理からご挨拶をお願いいたします。

（プレス入室）

○麻生内閣総理大臣 吉川座長を始め各委員の方々は、これまで分科会を含めまして31回、
この会合に大変ご多用の中、時間を割いていただきご参加いただきまして、まことに
ありがとうございました。

この間に、おかげさまで公的年金の財政の方式とか、今後の医療・介護の費用につ
いて、初めて具体的な数字を示していただくということになり、重要な議論の土台を
お示いただきましたことに心から感謝申し上げる次第です。

先ほどお話がありましたように、私も去る10月30日の経済関係の記者会見で、財政
の中期プログラムというものを、年内に取りまとめることを表明させていただいた
ところであります。その際、この社会保障は、非常に大きな要素でありますので、その

安定財源の確保というものに向けた改革の道筋を提示することが必要ということについて、与謝野大臣がおられますけれども、いろいろ議論をさせていただいて、そのことについても申し上げております。

また、改革の実施に向けて具体的な手順というものを工程表として具体化することが必要ということで、ただ言っているだけじゃなくて、具体的なこともということをお願いさせていただいたところでもあります。

社会保障国民会議は本日をもって閉じることになりますが、座長、また分科会の会長を務めていただいている3人の方々につきましては、引き続き工程表づくりにご参加をいただけますよう、ご協力をいただければと思っております。

いずれにいたしましても、社会保障というのは1億2,700万の国民すべてのためのものでありまして、国民にとりまして将来への安心というものをつくる、そういった意味での社会保障の機能強化というものが非常に重要な要素だと思っておりますので、ぜひわかりやすい議論を進めていただくということが大事で、わかりやすいことは結果として国民の納得を得やすいということにもなろうと思っております。

ぜひ皆様方のお力添えを今後ともお願いを申し上げて、御礼かたがたご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

1月19日に第1回目のこの会議が開かれまして、それ以降、分科会も含めまして31回開かれました。私、座長を務めさせていただきましたが、至らなかった面も多々あると思いますが、会議の委員の皆様方、分科会の委員の方々、また事務局の皆様方に厚く御礼申し上げたいと思います。

今、総理のお話にもありましたが、先ほど塩川先生のお話にもございました。私どもの国民会議は、最終報告、きょう出させていただきますが、肝心なことは、この後の報告書に盛り込まれましたスピリットを生かして、具体的な施策を政府としては工程表も含めて具体的に進めていただきたいと、このように考えております。

では、委員の皆様方を代表させていただきます。私から最終報告を総理にご手交申し上げます。

(座長から手交)

○吉川座長 では、これもちまして社会保障国民会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。